

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第16条の規定により公告する。

令和8年2月19日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 益 田 康 司

1 調達内容

(1) 業務名

太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

ア 再資源化業務

受注者（産業廃棄物処分業者）の処理施設

イ 積込運搬業務

東広島市西条町田口字金清～受注者（産業廃棄物処分業者）の処理施設

(5) 入札方法

1トン当りの単価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次の条件をすべて（グループ業者にあっては、グループ業者のうち、収集運搬業者は(5)、処分業者は(4)を除く。）満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の指名除外、又は広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

積込場所、再資源化施設所在地を管轄する行政庁において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。

(5) 産業廃棄物の処分業務を請け負う者

広島県内で産業廃棄物処分業を行う区域を管轄する行政庁の法第14条第6項の産業廃棄物処分業（汚泥の中間処理）の許可を受けている者（以下「処分業者」という。）であること。（広島県内の再資源化施設所在地の産業廃棄物処分業（汚泥の中間処理）の許可を有し、かつ再資源化処理能力60t/日以上又は55m³/日以上を有する者）

- (6) 本件調達に係る業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、全て履行できる者であること。
- (7) グループ業者で入札に参加する場合にあっては、グループ業者の構成員は、単独又は他のグループ業者の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 広島県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒736-0089 広島市安芸区畑賀町 2970 番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所
電話 (050) 3785-3200

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 19 日 (木) から令和 8 年 3 月 2 日 (月) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は水道企業団ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類 (以下「入札参加資格確認申請書等」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、グループ業者にあつては、構成員の数は 2 者とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 者及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 者でなければならない。申請手続は代表者が行うこと。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記 (1) アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵送等 (書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。) 又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 4 日 (水) までに通知する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午後 2 時 00 分

イ 場所

広島市安芸区畑賀町 2970 番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県水道広域連合企業団契約規程第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者 (開札に立ち会っていない者を含む。) があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県水道広域連合企業団契約規程第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和9年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、水道企業団はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(8) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒736-0089 広島市安芸区畑賀町 2970 番地

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所総務課

電話 (050) 3785 - 3200 ファクシミリ (082) 827-1217

メールアドレス hs-somu@union.hiroshima-water.lg.jp